大きい秋が目の前に!!

2014年新市町村振興宝くじ

オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて

3億9千万円

9月19日㊎発売

売り切れしだい発売終了！
●1等・前後賞合わせて3億9,000万円(1等3億3,000万円／前後賞各3,000万円)
●発売期間 9月19日(金)～10月10日(金)　●抽せん日 10月17日(金)

1枚300円

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

一般財団法人全国市町村振興協会

応募から当選までの流れ　**応募締切期限：9月17日(水)**

① otp.area140927@fofa.jp に空メールを送信！
こちらのQRコードからも応募できます。

② すぐに"@j-league.ne.jp" から返信メールが届きます。
本文内にあるURLに接続し、応募申込フォームから、ご応募ください。

③ 当選された方には、9月19日(金)までに応募メールアドレス宛に電子招待券【QRコード】の受け取り方法などを返信します。

※迷惑メール対策などで、セキュリティ設定をされている方は、"@j-league.ne.jp" および "@sanfrecce.co.jp" からのメールを受信できるように設定の変更をお願いします。
※１回のお申込みで2名様のご招待となります。
※１つのメールアドレスで複数回ご応募いただいた場合は、最新のご応募情報のみ有効となります。
※応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。

お問い合わせ　株式会社サンフレッチェ広島　☎ 082-233-3233　担当/ホームタウン推進部 森竹

主催　青少年育成坂町民会議　サンフレッチェ広島

安芸消防署からのお知らせ

問合せ 安芸消防署坂出張所　☎（885）0100

９月９日は「救急の日」

７月の火災件数
　～０件（年間累計　　０件）
　救急件数
　～49件（年間累計　309件）

もういいかい　火を消すまでは　まあだだよ

住宅用火災警報器を設置された皆様へ！

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
　※くん煙式殺虫剤の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。
　設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

「町営平成ヶ浜住宅１号館」入居者募集

★町営平成ヶ浜住宅１号館の入居者募集を行います。

◆住宅種別
特定公共賃貸住宅（子育て世帯向け定期借家）
【保育園併設】
募集戸数　１戸（601号室：３ＬＤＫ　約73㎡/戸）
家賃限度額　54,000円／月から79,600円／月（収入階層による）
駐車場使用料　3,000円／月（駐車場は、団地外の近接場所となります。）

◆申込期間および方法
期間：９月１日㈪から９月12日㈮まで（土日を除く）
方法：特定公共賃貸住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類（申込みのしおり参照）を添えて申し込んでください。
※申込当日は必ず印鑑を持参してください。

◆受付場所および受付時間
場所：坂町役場３階　産業建設課
時間：午前８時30分から午後５時30分まで

◆入居資格
1．同居しようとする親族に平成21年４月２日以降に生まれた児童がいる世帯であること。（妊娠中を含む）
2．入居申込者もしくは同居者が坂町出身者（注１）、または町内に一定期間（現在まで３か月以上継続して）住所を有すること。もしくは一定期間（現在まで2年以上継続して）坂町内に勤務地を有すること。
　注１　坂町出身者とは原則、坂町に本籍を申込日まで一定期間継続して有する者をいう。ただし、入居申込者若しくは同居者の親又は祖父母のいずれかが申込日まで継続して町内に住所を有している場合には坂町出身者と見なす場合がある。詳細は、産業建設課にお問い合わせください。
　注２　住所を有することとは、坂町の住民基本台帳に記載のあること。
3．日本国籍を有すること。
4．納付すべき税等（町県民税、所得税等）を滞納していないこと。
5．収入が基準以内であること。
　※入居者全員の年額所得の合計が、定められた基準範囲であること。（裁量階層有り）
　※特定公共賃貸住宅の政令月収が158,001円から259,000円であること。収入の詳細については、源泉徴収票等収入のわかる関係書類を持って役場産業建設課にご相談ください。
6．入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
注）妊娠中の方は、母子健康手帳または医師の証明が必要です。
注）入居資格等詳しいことについては、役場産業建設課にお問合せください。

◆入居の条件
1．借地借家法に基づく定期借家であるため、入居期間は入居したときから５年間とします。
2．入居後５年を経過する時点で、未就学児または就学後３年以下の児童があり入居申込者が希望する場合には、最年少の未就学児童が就学したときから３年を限度に再契約することができます。
3．虚偽の申請による申し込みの場合、入居申込者及び同居者が暴力団員と判明した場合には、入居許可を取消し住宅の明け渡しをしていただきます。

◆選考方法の概略
入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により決定します。

◆入居可能時期
平成26年10月上旬予定（予定であり、変更する場合があります。）

◆平成ヶ浜住宅に併設される保育園のお知らせ
平成ヶ浜住宅には保育園が併設されており、平成ヶ浜住宅に入居される方で、保育園の入園条件にあてはまる場合には、優先的に入園することができます。（詳細については、役場民生課へお問合せください。）

住宅に関する問合せ：☎(820)1512　産業建設課
保育園に関する問合せ：☎(820)1505　民生課

◎入居申込書および申込みのしおり
　入居申込書およびしおりは役場産業建設課、町民センター、坂公民館、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、B&G海洋センターにて配布します。
　また、坂町ホームページからもダウンロードできます。